

様式第8号

指定管理者の選定結果（公募用）

- 1 施設の名称 静岡市動物愛護館
- 2 指定管理者の名称 一般社団法人 静岡県動物保護協会
- 3 指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

4 選定の経緯

(1) 公 募

ア 募集期間 令和3年10月12日～令和3年11月11日

イ 申請団体 一般社団法人 静岡県動物保護協会

(2) 審査方法

ア 審査の種類

(ア) 書類審査 令和3年11月18日

(イ) プレゼンテーション 令和3年11月18日

イ 審査委員会

委員長 殿岡 和明 (動物指導センター所長)

委 員 鈴木 正樹 (中山間地振興課 主任獣医師)

〃 島村 好彦 (保健所食品衛生課 副主幹)

〃 小森 禅 (静岡市獣医師会 副会長)

〃 望月 由紀子 (静岡県動物愛護推進員)

ウ 審査基準 (審査表)

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法 (審査方法)

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

(ア) 名称：一般社団法人 静岡県動物保護協会

(イ) 点数：91.0点／100点満点（市が設定した最低基準点 70点）

(ウ) 指定管理料提示額：9,863千円

イ 総 評（選定の理由等）

- ・事業計画の内容が、「すべての市民の動物愛護精神の向上を図るという」愛護館の運営方針に合致するものであり、ふれあい広場などを有効活用した新規イベントなどを企画し、意欲的に取り組む姿勢が評価された。
- ・動物関係の有資格者3名かつ勤務経験10年以上4名を配し、愛玩動物に関する習性、健康、適正飼育、しつけ方等の知識を有し、実技指導ができる必要な人的能力を有している。
- ・定期的に会計事務所から財務諸表のチェックを受けているなど、管理の業務を適切かつ円滑に行うための体制や経理的基礎を有しているといえる。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総務局長

委 員 総務局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、子ども未来局次長、経済局次長、農林水産部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和4年3月18日

(6) 指 定 令和4年3月18日

(7) 公 告 令和4年3月23日

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市動物愛護館

基本項目	審査項目	比重①	評価 ②	点数 ① × ②
【30点】 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	(1) 市が提示した仕様書と適合しているか			
	① 動物愛護思想の普及啓蒙に関する講習会等の内容及び開催回数は適切か	×2		
	② 動物ふれあい事業の内容は適切か	×2		
	(2) 施設の運営方針が明確に示されているか	×1		
	(3) 市民の利用について公平性が確保されているか	×1		
	【所見欄】			
【10点】 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。	(1) 市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	×1		
	(2) 市民ニーズの把握及び事業への反映が可能であるか	×1		
	【所見欄】			
【50点】 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。	(1) 当該施設の指定管理者としての実績は十分か。又は、類似施設の管理運営は十分か。	×2		
	(2) 団体としての業務内容が当該指定管理者業務を行うのに適しているか	×2		
	(3) 管理に必要な人材・人員が確保されているか			
	① 愛玩動物に関する習性、健康、適正飼養、しつけ方等の知識を有し、実技指導ができるか	×3		
	② グルーミング（犬・猫）の実技指導ができるか	×1		
	(4) 個人情報保護について、その重要性を認識しているか	×1		

	(5) 危機管理に対する体制が整備されているか	× 1		
	【所見欄】			
【10点】 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。	(1) 財務諸表等の状況は適正であるか。	× 1		
	(2) 適正な経理的処理能力を有しているか。	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1  
 当該施設の指定管理者としての実績に関する審査項目の配点は、原則として満点の10%とすること。

満 点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

意見欄】

